

広島高速道路公社
令和5年5月10日

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた入札等の手続きの特例措置の廃止について

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応として、令和2年4月23日付け「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた入札等の手続きの特例措置について」に定めるところによってきたところであるが、今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことを踏まえ、特例措置を廃止します。

1 内容

広島高速道路公社(以下「公社」という。)における売買、賃借、請負その他(以下「請負等」という。)の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札を郵便による入札(以下「郵便入札」という。)の方法により実施する場合、広島高速道路公社郵便入札取扱要綱第7条に定める開札の立会いはできないこととする特例措置を廃止します。

2 適用

令和5年5月10日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。